

【改正】（仮払消費税等及び仮受消費税等の清算）

- 6 税抜経理方式を適用することとなる法人は、課税期間の終了の時ににおける仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。以下6において同じ。）を控除した金額と当該課税期間に係る納付すべき消費税等の額とに差額が生じた場合は、当該差額については、当該課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入するものとする。

課税期間の終了の時ににおける仮払消費税等の額の合計額から仮受消費税等の額の合計額を控除した金額と当該課税期間に係る還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合についても同様とする。

【解説】

- 1 本通達では、法人が税抜経理方式を適用している場合において、課税期間終了時の仮受消費税等の額から仮払消費税等の額を控除した金額と納付すべき消費税等の額とに差額が生じたときの取扱いについて明らかにするものである。
- 2 旧消費税経理通達6《仮払消費税等及び仮受消費税等の清算》では、法人が消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合において、課税期間の終了の時ににおける仮受消費税等の額の合計額から仮払消費税等の額の合計額（控除対象外消費税額等に相当する金額を除く。）を控除した金額と納付すべき消費税等の額又は還付を受ける消費税等の額とに差額が生じた場合は、当該差額については当該課税期間を含む事業年度において益金の額又は損金の額に算入することとしていた。
- 3 インボイス制度導入後は、免税事業者等からの課税仕入れについて課税仕入れ等の税額がなく、取引の対価の額と区分される消費税等の額がないため、取引の対価の額に基づき法人税の課税所得金額の計算を行うことになるのであるが、仮にインボイス制度導入前どおりに仮払消費税等を計上する経理が行われた場合には、旧消費税経理通達6において、仮受消費税等の額から仮払消費税等の額を控除した金額と納付すべき消費税等の額とに差額が生じた場合には、その差額は益金の額又は損金の額に算入することとしていたため、その経理が行われた金額はその事業年度の損金の額に算入されるのではないかとの疑義があった。

このため、新消費税経理通達では、法人税の課税所得金額の計算に適用する仮受消費税等の額及び仮払消費税等の額について法人税に関する法令の規定と同様に定義を置くこととし（新経理通達1(12)、(13)）、これと異なる金額で経理が行われた場合には、その差額をその取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うことを明らかにした（新経理通達3の2、14の2）。

このことにより、新消費税経理通達1(12)又は(13)《用語の意義》で定義した仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額に従い、これらの金額を超える金額又はこれらの金額に満たない金額で経理をした場合において、本通達に当てはめたとしても法人

税の課税所得金額の計算において益金の額又は損金の額は計上されないことになった。

- 4 なお、改正前は法人が簡易課税制度の適用を受けたこと等によりという条件を付けていたが、改正後は仮受消費税等の額又は仮払消費税等の額を通達上でも定義したことにより、本通達によって益金の額又は損金の額が計上されるのは、簡易課税制度の適用を受ける場合や端数処理の差額が生ずる場合といった限られた場面になったものと考えられ、通達上あえて条件設定をする意義にも乏しくなったことから、この条件は削除した。